平成２３年（フ）第５４３号
仙台市太白区八木山東１丁目８番11号
債務者　新山　政子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
宮城県遠田郡美里町北浦字蛇沼34番地12
債務者　千葉　勝吉
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
金沢市泉本町４丁目132番地　セレナ泉本303号室、従前の住所金沢市泉２丁目５番20号
債務者　檜　　春洋
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第９２号
金沢市高尾台３丁目275番地３、従前の住所大阪府寝屋川市上神田２丁目34番３号
債務者　山口恭一郎
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１７９号
岐阜市大蔵台６番16号
債務者　武田　洋一
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２１８号
岐阜市日野西２丁目５番20号　カーサフェリーチェＢ―101号室
債務者　大島　隆司
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２２６号
岐阜市加納富士町１丁目９番地　サントワール101号室
債務者　今井　浩貴
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２３０号
岐阜県羽島市竹鼻町丸の内５丁目128番地　メゾン竹鼻Ｂ号室
債務者　濱口　光義
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１１３２号
名古屋市守山区松坂町106番地　ＳＰＲＵＣＥ201号
債務者　浅野可奈子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１６９号
愛知県日進市栄１丁目1118番地　ニッシンエクセルハイツ306
債務者　平早　　勉
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３号
三重県鈴鹿市西条２丁目23番１号　ラフォーレ西条Ｂ棟１―Ｂ、前住所三重県鈴鹿市弓削町965番地の22
債務者　上田ロハスこと　ウエダ　ロハス　フランキー（ＵＥＤＡ　ＲＯＪＡＳ　ＦＲＡＮＫＹ）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４４号
三重県鈴鹿市西条２丁目23番１号　ラフォーレ西条Ｂ棟１―Ｂ、前住所三重県鈴鹿市弓削町965番地の22
債務者　上田デニスこと　ウエダ　バロン　ジャック　デニス（ＵＥＤＡ　ＢＡＲＯＮ　ＪＡＣＫ　ＤＥＮＮＩＳ）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６９号
三重県亀山市野村４丁目４番71―３号
債務者　荒木　紀子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７１号
三重県松阪市嬉野中川町1531番地９、前住所三重県津市大里睦合町2531番地
債務者　高見　　恵（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７４号
愛知県岡崎市東大友町字土下20番地１　グリーンパーク矢作Ａ―203、申立時の住所三重県津市安濃町田端上野867番地18
債務者　山口　真理
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８１号
三重県津市片田新町94番地４
債務者　庄村　吉貞
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
津地方裁判所破産係